

岐阜市職員措置請求に係る監査結果の公表

平成28年5月2日付けで提出されました岐阜市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり公表します。

平成28年6月30日

岐阜市監査委員	渡 辺	要
岐阜市監査委員	富 田	耕 二
岐阜市監査委員	服 部	剛
岐阜市監査委員	森	裕 之

記

第1 監査の請求

1 請求人

岐阜市黒野471-1
別 処 雅 樹

2 請求書の受付

平成28年5月2日

3 請求の要旨

請求人から提出された請求書の要旨及び事実を証する書面は次のとおりである。

なお、請求の要旨及び求める措置については原文のまま記載した。

請求の要旨

岐阜市議会平成27年第3回（6月）議会定例会（2015年6月23日）の服部勝弘議員により「みんなの森 ぎふメディアコスモス」建設工事不良箇所・瑕疵箇所に係る質問がされています。工事検査後に雨漏りが発生したこと、屋根上の水溜り発生等に関しての質問をされている。

岐阜市市民参画部ぎふメディアコスモス事業課発行の「木屋根～屋根工事 実

施工程表」によれば作業構台足場工事が平成26年3月25日に開始され工程表で建築主体工事完成とされている平成27年2月12日まで、実に約11ヶ月にわたり屋根工事が実施されている。当然ながら、工事受注者現場監督は約11ヶ月間現場で常に点検・監督に携わっていたと考える。工事受注者現場監督は11ヶ月もにわたり現場の状況を十分把握し、不良箇所の存在・不存在も把握していたと言えるし、把握義務がある。市役所の工事現場担当最高責任者にも同様の義務がある。

しかるに、完成検査平成27年2月23日のわずか6日後の3月1日に雨漏りが発生している。3月6日には雨漏り修理完了とされ、4月22日には受注者の戸田・大日本・市川・雛屋特定建設工事共同企業体から請求書24億3729万円の請求書が出されている。しかし、請求書の出された翌日の4月23日には別件の漏水が確認されている。

5月13日からは、屋根内換気用ファン（乾燥用）が設置され、建築物完成とされた時から約1年稼働し続けており、当面平成28年5月までは稼働予定である。戸田建設の共同企業体は、愛知県立愛知総合工科高校の工事でも本年2月完成後の4月4日（内覧会）に漏水と思われる水溜りを発見（中日新聞2016年4月5日朝刊）との同様と思われる報道もされている。

完成検査後6日で雨漏りが発生し、別件の水漏れも発生、屋根上に水溜りの残る状態であり、屋根内乾燥用ファンが約1年も稼働続けるような「みんなの森メディアコスモス」は、完成検査平成27年2月23日時点では未完成品であり、未完成を把握出来ないまま完成検査を受けさせた市民参画部技術職最高責任者の責任は重大である。

11ヵ月も監督をし、不良箇所を認識出来ていないとするなら職務怠慢。不良箇所を把握しておりながら検査を受けさせたとするなら言語道断である。検査合格とし平成27年5月15日に最終払いを行なったことは不当であり、支出根拠とされる検査を受けさせたことに重大な誤りがある。検査を受けさせた市民参画部技術職最高責任者と市民参画部技術職最高責任者を監督する立場の市長に重大な責任がある。

求める措置

岐阜市長と岐阜市市民参画部技術職最高責任者は戸田・大日本・市川・雛屋特定建設工事共同企業体へ支払った24億3729万円を共同して岐阜市へ支払え。

(添付書類)

本件に関する事実証明として、次の書類の写しが提出された。

- ① 岐阜市議会平成27年第3回（6月）定例会（第5日目）議事録（抜粋）
- ② 木屋根～屋根工事実施工程表（市民参画部作成資料1）
- ③ 屋根面に設置してある送風機について（市民参画部作成資料2）

- ④ みんなの森ぎふメディアコスモスについて（市民参画部作成資料3）
 - （ア）設計～工事代金支払いについて（支払先名、代金支払日、支払金額）
 - （イ）工事完成年月日、引渡し年月日
- ⑤ みんなの森 ぎふメディアコスモス建築主体工事の完成払い分の支払いに係る支出命令書及び関連書類について（会計課作成資料）
- ⑥ 中日新聞記事 平成28年4月5日（火）朝刊

なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。

第2 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成28年5月13日付けで受理した。

第3 監査の実施

1 関与した監査委員

本件監査については、監査委員4人のうち、松岡文夫監査委員、信田朝次監査委員が、平成28年5月20日付けで辞任し、翌21日付けで後任として渡辺要監査委員、富田耕二監査委員が就任し、監査を執行した。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成28年5月26日に、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人は請求人陳述を欠席した。なお、新たな証拠の提出はなかった。

3 請求人に対する確認事項

請求書について、請求人に対して確認すべき事項があったため、平成28年5月26日付けで、請求人に対し、調査票を送付したところ、平成28年5月30日に回答があった。調査票の内容及び回答は次のとおりである。

なお、回答については原文のまま記載した。

- (1) 「岐阜市が戸田・大日本・市川・雛屋特定建設工事共同企業体へ支払った24億3729万円」が岐阜市の被った損害ということでしょうか。なお、具体的に損害の範囲が分かるのであれば教えてください。

(回答)

- ① 完成検査を受けさせた事自体が誤り。
- ② よって、その完成検査を合格として、支払った事が誤り。
- ③ これらの誤りによって、未だ未完成状態にある「ぎふメディアコスモス」に対して岐阜市は企業体に24億3729万円を、支払うべき段階

に達していないのに支払いを実行し、その全てが岐阜市の損害となっている。

- ④ 将来、全ての問題点が出尽した段階で、総合的に岐阜市の損害が確定するまでは、この「24億3729万円」が岐阜市の損害額とするべきであるとする。

(2) 市民参画部技術職最高責任者とは、どの職員であるのか、下記の①から⑧のいずれかに、○を付けてください。⑧を選択した場合は、役職、職員名等分かる範囲で記入してください。

(回答)

- | | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|------------------------------------------------|---|------------------------------------------------|---|-----------------------------------|---|
| ①市民参画部長
(事務職・監督権者)
部長級 | — | ②市民参画部次長
(事務職)
次長級 | — | ③ぎふメディアコスモス建設審議監
(技術職)
次長級 | — | ④ぎふメディアコスモス開設準備課長
(技術職)
課長級 | — |
| ⑤ぎふメディアコスモス開設準備課管理監
(技術職)
課長級 | — | ⑥総括監督職員
(技術職・監督職員)
ぎふメディアコスモス開設準備課施設建設係長 | — | ⑦一般監督職員
(技術職・監督職員)
ぎふメディアコスモス開設準備課施設建設係員 | | | |
| ⑧その他() | | | | | | | |

4 監査対象事項

請求書及び請求人からの回答を検討した結果、みんなの森ぎふメディアコスモス建築主体工事（以下「本件工事」という。）において、

- (1) 監督業務は適切に行われたか否か
- (2) 工事は完成しているか否か
- (3) 平成27年5月15日に支出された24億3729万円は不当な支出であるか否か
- (4) 不当な支出であると判断された場合に市に損害があるのか否か
- (5) 市に損害があると判断された場合に市長及び職員に対する損害賠償の勧告をすべきか否か

を監査対象とした。

5 監査対象部局

市民参画部

6 監査対象部局の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、平成28年6月7日に監査対象部局の職員から陳述を聴取したところ、概ね次のとおり説明があった。

- (1) 監督業務において、設計図書に基づかない作業を行った場合には、現場代理人に対して修補命令を出し、そのとおり作業されたかを写真などで確認するが、本件工事に関しては修補命令を出していない。
- (2) 修補命令を出していれば記録するが、設計図書どおり作業されていることを確認したことは、記録しない。
- (3) 本件工事において、監督職員は、設計図書、施工図、施行計画書に基づいて現場の確認をしたり、現場において現場監督からの相談に対応したりして、適切に対応している。
- (4) 本件工事では、工事監理業務を委託しており、確認業務はその業者が行っているが、構造的な部分など重要な部分の工事については、工事の進捗状況に応じて監督職員が立ち会っている。このことは検査記録という形で写真として残されている。
- (5) みんなの森ぎふメディアコスモスは完成品と認識している。
- (6) 工事代金の支払は、工事の完成をもって支払うということで、支払っている。水漏れについては、その後の瑕疵ということで、受注者が対応している。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 事実関係

市民参画部から本件工事の関係書類及び支出に係る「支出命令書」を取り寄せ、次の事項を確認した。

ア 検査調書を確認したところ、本件工事の状況は次のとおりであった。

工 事 名	みんなの森ぎふメディアコスモス建築主体工事
受 注 者 名	戸田・大日本・市川・雛屋特定建設工事共同企業体 代表構成員 戸田建設株式会社岐阜営業所 所長 江上 康高
請負代金額	4,056,390,000 円
契約年月日	平成25年6月26日
完 成 期 限	平成27年2月13日
完成年月日	平成27年2月12日
検査年月日	平成27年2月23日

イ 支出命令書を確認したところ、公金の支出状況は次のとおりであった。

摘要(支出内容)	みんなの森ぎふメディアコスモス建築主体工事
請求年月日	平成27年4月22日
支出命令年月日	平成27年4月22日
支出命令額	2,437,290,000 円

(内訳) 教育費：2,062,573,000円

民生費：374,717,000円

支払年月日 平成27年5月15日

2 監査委員の判断

(1) 本件工事の監督業務は適切に行われたか否かについて

ア 岐阜市においては、建設工事の監督について、厳正かつ的確な執行を図るため、岐阜市建設工事監督要領（以下「監督要領」という。）を定めている。そして、監督職員の業務については、監督要領第4条において次のように定められている。

第4条 監督職員は、現場状況を把握し、法令、規則、契約書及び設計図書に基づき、次の業務を監督権者の指揮監督に従って行うものとする。

- (1) 契約履行に係る受注者又は現場代理人に対する必要な指示、承諾又は協議の処理。
- (2) 設計図書に基づく工事を施工するための詳細図書の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾。
- (3) 設計図書に基づく工程の管理及び工事の施工状況の把握。
- (4) 設計図書において、指定された工事材料の検査及びこれらの検査の立会い。
- (5) 設計図書において、指定された工事材料の調合の立会い及び見本検査。
- (6) 設計図書において、指定された工事の立会い。
- (7) 支給材料又は貸与品の引き渡しを受注者の立会いのうえ検査して行うこと。
- (8) 工事の施工が設計図書に適合しない場合に、受注者又は現場代理人に対し、修補改造を指示し、完全な工事を実施させること。
- (9) 次の事項について、受注者から通知を受けた場合にその事実を確認し、又は自ら発見した場合に直ちに調査を行い、監督権者の指示を受けてその結果を受注者に通知し、必要があると認めるときは、とるべき措置を指示すること。
 - ア 設計図書と工事現場の状況が一致しないこと。
 - イ 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が相互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。）。
- (10) 設計図書において、見本、工事写真等の記録を整備するべきものと指定した工事材料の調合及び工事の施工時の記録の整備を求めること。
- (11) 現場代理人、主任技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請人、労働者等が工事の施工又は管理を行うにつき著しく不適当であると認められる場合に受注者に対し、その理由を明示した

書面をもって必要な措置をとることを求めること。

(12) 災害防止その他工事の施工上特に必要があると認められる場合に、受注者に対して、緊急の措置を求めること。

イ 本件工事では、平成25年6月26日に総括監督職員と一般監督職員が指定され、同日付けで受注者に通知された。その後、平成26年4月1日に一般監督職員が変更され、同日付けで受注者に通知された。

また、関係職員の陳述、及び、監査対象部局から提出された本件工事に係る、指示書、協議書、施工図、工程会議録、工事写真、工事監理業務報告書を確認したところ、監督職員は、監督要領第4条に定められている業務を適切に行ったと認められる。

そして、監督職員は、平成27年2月23日に本件工事の工事成績を評定した。

ウ 以上の結果、本件工事の監督業務は監督要領に基づき、適切に行われていたと判断できる。

(2) 本件工事は完成しているか否かについて

ア 工事の完成については、次のような裁判例がある。

「民法は、仕事の結果が不完全な場合を、仕事が完成しない場合と仕事の目的物に瑕疵がある場合とに区別し、後者については、右瑕疵が隠れたるものであると顕われたるものであるとを問わず、そのために仕事が完成しないものとはしない趣旨と解すべきである。そして両者の区別は、工事が途中で廃せられ、予定された最後の工程を終えない場合は、工事の未完成に当り、それ自体は、仕事の目的物に瑕疵ある場合に該当しないとし、工事が予定された最後の工程まで一応終了し、ただそれが不完全なため補修を加えなければ、契約で定めた内容に欠くところがあり、不完全な点が存する場合には、仕事は完成したが、その目的物に瑕疵があるときに該当すると解するのが相当である。」(東京高等裁判所/昭和47年5月29日判決/昭和45年(ネ)2471号/昭和45年(ネ)2870号)(出典:判例時報668号49頁)

また、昭和36年12月20日の東京高等裁判所判決(昭和34年(ネ)2336号)(出典:高裁判例集第14巻10号730頁)も、工事が予定された最後の工程まで一応終了した時点を建物の完成とする。

イ また、工事の完成については、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 平成22年版」(社団法人公共建築協会発行)(以下「公共建築工事標準仕様書」という。)の中に次のような記載がある。

「6節 工事検査及び技術検査

(a) 契約書に規定する工事を完成したときの通知は、次の(1)から(3)に示す要件のすべてを満たす場合に、監督職員に提出することができる。

(1) 設計図書に示すすべての工事が完了していること。

(2) 監督職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。

(3) 設計図書に定められた工事関係図書の整備がすべて完了していること。」

ウ 上記判例によれば、請負契約において、工事が完成したか否かと工事に瑕疵があるか否かとは別の概念であり、工事の瑕疵は、隠れた瑕疵だけではなく、明らかな瑕疵がある場合も含め、瑕疵が存在することによって、工事が未完成ということにはならず、工事が予定された最後の工程まで一応終了していれば、工事の完成とするのが妥当である。

本件工事については、提出された書類と工事写真から2月6日、9日、10日に完成下検査を実施し、予定された工程を終えたことを監督職員が確認していると認められる。また、工事監理業者も、予定された工程が終わっていることを確認していると認められる。

また、監査対象部局から提出された書類によると、施工業者は、公共建築工事標準仕様書第6節(a)(1)から(3)の要件を満たした上で、岐阜市長あてに完成届を提出していると認められる。

以上のことから、本件では、工事が予定された最後の工程まで終了しており、本件工事は完成していると解するのが妥当である。

(3) 平成27年5月15日に支出された24億3729万円は不当な支出であるか否かについて

(1) 及び(2)から、平成27年5月15日に支出された24億3729万円は不当な支出であるとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件工事の請負代金額のうち最終払いに係る支出24億3729万円が不当な支出であるとは認められないことから、本件請求を棄却する。

4 市長に対する要望

監査の過程において、本件工事完成後に発生した漏水に関する対応について、施工業者との交渉過程が書面で残されていないことが明らかになったことから、今後は、事務改善に努められたい。

また、漏水に関する対応に限らず、今後、法律上の問題に発展すると予測される事案が起こった場合には、早期に専門職員の見解を照会できる体制をつくるなど適正に対処されたい。